

令和8年度 昭和町農業用資材価格高騰対策支援事業

昭和町の農業の持続的な経営及び地域農業の振興を図るため、今年度も価格高騰の影響による農業用資材等の購入費の一部を補助します。

【対象者】

農業による収入がある方で、以下のすべてを満たす方。

- (1) 町内に住所を有する個人若しくは法人又は町内において農業経営基盤強化法の認定を受けている方。
- (2) 補助金の対象資材を令和8年1月1日～令和8年12月31日までに購入した方。
- (3) 町税等の未納がない方。

【対象経費】

以下に該当する経費のうち、青色申告決算書（農業所得用）または白色申告収支内訳書（農業所得用）に経費計上し、税務署が経費として認めるもの。

- (1) 種苗費
- (2) 肥料費
- (3) 農薬衛生費
- (4) 諸材料費（生分解性マルチを除く）
- (5) 動力光熱費

※生分解性マルチにつきましては、

「昭和町生分解性マルチ普及推進事業補助金」

がありますので、本補助金の対象外とします。

申請の際には、生分解性マルチの購入費の詳細が
わかるようにご提出ください。



【補助金の額】

- ・ 令和8年1月1日～令和8年12月31日までの間の対象資材等の購入費の100分の10（上限額は1対象者につき10万円）
- ・ 認定農業者、認定新規就農者、昭和町農業研究会会員については、対象資材等の購入費の100分の20（上限額は1対象者につき20万円）

※100円未満の端数が生じたときは切捨てとします

※補助金の交付は、1対象者につき同一年度内に1回限りとします

裏面もご確認ください

【提出書類】

(1) 昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書

※昨年様式が異なっているのでご注意ください！

※生分解性マルチは補助対象外となりますので

「諸材料費」から生分解性マルチ購入費を
引いた金額をご記入ください。

また、その領収書等の写しをご提出ください。

(2) 令和8年の確定申告書の写し

① 第1表

② 第2表

③ 青色申告決算書（農業所得用）

または白色収支内訳書（農業所得用）

(3) 振込口座（申請者名義）の通帳の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

※申請者が法人等の場合は、補助対象経費の詳細が分かる
書類（領収書等）の写しと直近の決算書類の写しが必要となります。

注意点

申請書が昨年度から新しくなっているので、ご注意ください。

これまで、対象経費の領収書等の写しをすべて提出いただきましたが、今年度も確定申告書の決算書または収支内訳書の経費欄にて確認いたします。



【申請期間】

確定申告書提出後～令和9年3月31日（水）までに

「昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書」と必要書類を
昭和町役場 2階 環境経済課窓口にご提出ください。

※平日の8時30分～17時15分まで受付可

【補助金の返還等】

下記のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、または既に交付された補助金の全部または一部の返還しなければなりません。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき

(2) 虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

【問い合わせ先】

昭和町役場 環境経済課 農政振興係

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

TEL：055-275-8355 FAX：055-275-5250